

議案参考資料

[平成 30 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

医療保険課 保険税係

議案名

議案第 22 号 桐生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

国民健康保険税の基礎課税額等における所得割額、均等割額及び平等割額を引き下げるため、所要の改正を行おうとするものです。

概要

1 基礎課税額(医療分)の引下げ

	現行	改正案
所得割額	100 分の 7.6	100 分の 5.8
被保険者均等割額	2 万 5,000 円	2 万 1,000 円
世帯別平等割額	2 万 1,000 円	1 万 5,000 円

2 後期高齢者支援金等課税額の引下げ

	現行	改正案
世帯別平等割額	7,200 円	6,600 円

3 介護納付金課税額の引下げ

	現行	改正案
所得割額	100 分の 2.0	100 分の 1.9
世帯別平等割額	6,200 円	4,900 円

(施行期日：平成 30 年 4 月 1 日)

背景・経過

国民健康保険法が改正され、平成 30 年度から、国民健康保険の財政運営の責任主体は都道府県が担うこととなります。改正後は、都道府県が医療費等の見込みを立てた上で決定した「国民健康保険事業費納付金」を市町村が都道府県に納付し、都道府県は納付された納付金と国及び都道府県負担分の公費等を財源として、給付に必要な費用を全額、市町村に支払う新たな仕組みとなります。

都道府県は各市町村に、納付金額及び算定された納付金を納めるために必要な市町村標準保険料率を通知します。標準保険料率は、市町村が具体的に目指すべき標準的な率で、実際の国民健康保険税率は標準保険料率を参考に市町村が決定します。

この度群馬県より示された標準保険料率は、現行の桐生市の国保税率に比

べ全9区分中、4区分で高い値、5区分で低い値が示されました。このよう
な中、国保税率の算定に当たっては、保有する基金を活用し、基礎課税額(医
療分)については示された標準保険料率及び現行の税率より更に低い値、そ
の他については、標準保険料率と現行の税率のうちより低い値とする見直し
を行おうとするものです。